

| 事業名 | 対象者 | サービス内容等 | 手続き等 |
|-----|-----|---------|------|
|-----|-----|---------|------|

■ 高齢者福祉課

- 高齢者の福祉・老人ホームに関すること
- 介護保険に関すること ※利用者負担はサービス費用の1～3割です。

◆ 高齢者福祉係

※ 直通 21-1463

【 生きがい対策 】

| | | | |
|--------------------|---|--|--|
| 老人クラブ育成 | 同一地域に居住するお おむね60歳以上の方20 人以上で結成 | 老人クラブを通じて高齢者の教養の向上、健康の増進、 並びにレクリエーション等による地域社会との交流を図 ります。 (各地区の老人クラブ、別府市老人クラブ連合会では、 独居高齢者の友愛訪問活動、社会奉仕活動、健康増進活 動、生きがい各種レクリエーション活動、福祉バス研修 を行っています。) | 老人クラブへの加入申込みや問 い合わせは、各町内の老人クラ ブへご連絡ください。 総合的な老人クラブ活動につ いてのお問合せ先 別府市老人クラブ連合会事務局 Tel 76-5647 |
| ゲートボール普及 | | 高齢者の健康づくりと親睦交流を図ります。 ・ゲートボール場 市営野口原ゲートボール場 8面 その他市内 | 加入申込みは町内のゲートボ ールクラブ(地区によっては自治 会、老人クラブ等)へお問合せく ださい。 |
| 敬老行事 | 70歳以上の方 (翌年3月31日現在) | ・敬老週間(9月中旬)に実施され、70歳以上高齢者へ 優待実施施設案内を配布します。 | |
| 長寿祝金 | 100歳の誕生日にお祝訪問時に100,000円を支給します。 誕生日現在、住民登録が1年以上の方が対象です。 | | 高齢者福祉課へお問合せください。 |
| ひとまもり・おでかけ 支援事業 | 別府市に住居登録があ る70歳以上の方 | 高齢者の社会参加の促進及び移動手段の確保を目的に、 市内路線バスで使用できる回数券(額面2千円分)を 千円で販売します。 【対象路線・区間】 大分交通(株)と亀の井バス(株)が運行する路線バスで別府市 内の区間 販売価格：1冊千円(額面2千円分) 販売冊数：1人1冊まで | 《販売場所》 高齢者福祉課 亀川・朝日・南部出張所 《必要書類》 本人確認書類、印鑑 ※受付期間等については高齢者 福祉課までお問合せください。 |

【 生活支援対策 】

| | | | |
|------------------|---|---|---|
| 生活改善 支援事業 | 65歳以上の高齢者のみ の世帯 (市民税非課税) | 体力の低下や認知症などにより大量のごみを捨てること が出来ず、長期放置状態で不衛生になった高齢者世帯に 対し、清掃撤去作業業務を提供し快適な居住空間を保つ ことを目的としています。 | 高齢者福祉課、地域包括支援 センターへお問合せください。 |
| 寝具類洗濯 サービス | ○65歳以上で介護認定 のあるひとり暮らし 高齢者 ○75歳以上の高齢者の みの世帯 ○在宅で要介護4・5 の高齢者がいる世帯 (市民税非課税) | 在宅で生活しており、布団を干す作業が困難で清潔が保 てない高齢者に対し、衛生的な生活や環境を保持するこ とを目的としています。 ・利用回数 同一年度2回まで利用可能 ・サービス内容 敷き布団、掛け布団、毛布のうち いずれか3点 ・利用者負担 810円(1回につき) | 高齢者福祉課、地域包括支援 センター及びケアマネジャー 等へお問合せください。 |
| 高齢者配食 サービス | ・65歳以上の単身者で 利用要件及び所得要 件にあてはまる者等 ・その他詳細はお問合 せください。 | 食事の確保が困難なひとり暮らし高齢者等の居宅に食事 を定期的に届けるとともに、高齢者の安否確認を行います。 (一般食) ・利用回数 1日1回、週6回まで(月～土) ・費用 利用者負担350円 (特別食) ・利用回数 1日1回、週7回まで(月～日) ・費用 利用者負担500円 ※特別食…塩分やタンパク質、脂質等に制限のある食事 ※一般食、特別食ともに昼食の配食になります。 | 地域包括支援センター及びケア マネジャー等へご相談ください。 |
| 緊急通報システム | ○所得要件に当てはま る下記の者等 ・65歳以上の単身者 ・その他詳細はお問 合わせください。 | ひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯に緊急通報装置を 貸与し、緊急時に対応します。 ※通話料、電池代等は負担していただきます。 初回設置料については無料です。 | 高齢者福祉課及び地域包括支援 センターへお問合せください。 |
| 緊急対応型 ショートステイ | 65歳以上で介護保険の 適用を受けていない者 | 虐待、放置等による緊急事態で一時的に保護が必要な高 齢者を特別養護老人ホームに預かり、福祉の向上と家庭 生活の安定を図ることを目的とします。 | 高齢者福祉課又は地域包括支援 センターへお問合せください。 |

| 事業名 | 対象者 | サービス内容等 | 手続き等 |
|--------------|---|---|--|
| 緊急医療情報キット配布 | 居宅で生活している65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上のみで構成される世帯等 | 連絡先などを記入した用紙(シート)を保管用容器に入れ、冷蔵庫の中に保管する事により、緊急時に救急隊や支援者等が駆け付けた際、迅速かつ適切な救助活動の手助けになるようにします。 | 高齢者福祉課又は各地区の民生委員へお問合せください。 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 市内居住者で四親等内の親族がない者又は市長が認めた者 | 身寄りがないなどの理由で申立をすることが困難な方の保護を図るため、法定後見(後見、保佐、補助)の申し立てをします。また、申立費用等が負担できない場合、その費用を補助します。 | 高齢者福祉課、地域包括支援センター又は別府市成年後見支援センターへお問合せください。 |

【認知症施策】

| | | | |
|----------------------|--|---|---|
| オレンジステッカー交付事業 | 市内居住のおおむね65歳以上の者のうちひとり歩きをするおそれのある方等 | 登録番号の記載されたステッカーを交付し、連絡先や写真等の情報を別府警察署と情報共有します。交付するステッカーを靴のかかと等の見えやすいところに貼っていただくことで、保護された場合に身元確認ができ、早期に家族への連絡が可能になります。また、捜索時の早期発見の一助になります。 | 高齢者福祉課、地域包括支援センター及びケアマネージャーへお問合せください。 <必要書類> 申請書、個別調書、意見書、写真2枚(全身と胸より上が写っているもの) ※意見書はケアマネージャー等に記載してもらう必要があります。 |
| 認知症初期集中支援チーム | 40歳以上で、自宅で生活している認知症の疑いのある方で、次のいずれかに該当する人 ・認知症の診断を受けていない、または治療を中断している ・医療サービスや介護サービスを利用していない ・認知症の診断は受けたが介護サービスを中断している | 介護福祉士等のチーム員が自宅訪問等を行い、認知症に関する情報提供や必要に応じて受診・サービスにつなげる支援を行います。認知症の初期の段階で、適切な医療につなぎ、診断後の支援を行うことで地域での生活が継続できることを目的としており、おおむね6か月でケアマネージャー等へ支援の引継ぎを行います。 | 認知症初期集中支援チーム (別府市社会福祉協議会内)にご相談、お問合せください。 Tel.23-7000 |
| オレンジカフェ別府 | ・認知症の人 ・認知症の人のご家族 ・認知症に関心のある人 | もの忘れが気になる方や介護しているご家族、認知症に関心のある方などがつどい、レクリエーションやお茶を飲みながらの交流ができる場です。 (開催日時) 毎月第3土曜日 (開催場所) 野口ふれあい交流センター (参加費) 100円・・・飲み物代 ※日時・場所が変更となる場合がありますので、事前に高齢者福祉課にお問合せください。 | 参加を希望される場合は、高齢者福祉課までお問合せ・お申込みください。 ※当日参加も可能です。 |
| 認知症サポーター養成講座 | 市民全般 | 認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の方や家族に対して温かい目で見守る事ができる「認知症サポーター」を養成します。10人以上の団体に講師を派遣して開催します。講座時間は90分です。 | 開催希望日の1か月前までに高齢者福祉課へ申込み。 参加者を募集した講座の開催がある場合は、市報等に掲載します。 |
| 認知症高齢者個人賠償責任保険事業 | ・認知症の方で別府市オレンジステッカー交付台帳に登録されている方 ・市内に住所を有している方 ・在宅で生活をしている方 ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上等 | 別府市が保険契約者となり、認知症の人が日常生活における事故によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、これを保障します。 | 事業を利用する場合は、認知症高齢者個人賠償責任保険事業利用申請書を提出してください。 (高齢者福祉課に申請書があります。) |
| 別府市認知症高齢者GPS機器購入費助成金 | 認知症高齢者を介護する家族又は親族(介護者)で、対象高齢者のためにGPS機器の購入又はレンタルをした方 ・市内に住所を有している方 ・ひとり歩きをするおそれのある概ね65歳以上の方 ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上 | ・GPS機器及びその付属機器の購入に要する経費又はレンタルに要する初期費用(ただし、GPS機器に係る月々の使用料、通信に要する費用及び検索費用等は除く) ・新規契約に伴う加入手数料又は登録手数料 ・助成金の額は、助成対象経費の額とし、2万円を上限とします。 | ・助成金の交付を受けようとする場合は、認知症高齢者GPS機器購入費助成金交付申請書を提出してください。 (高齢者福祉課に申請書があります。) |

| 事業名 | 対象者 | サービス内容等 | 手続き等 |
|-----|-----|---------|------|
|-----|-----|---------|------|

【家族支援対策】

| | | | |
|-------------|--|---|--|
| 在宅高齢者介護者見舞金 | 在宅の70歳以上の高齢者を常時介護している方(市内在住1年以上) | 介護保険要介護認定4又は5に判定された高齢者を居宅で常時1年以上介護している方に見舞金を支給します。 ※その他にも条件があります。(基準日10月1日) 見舞金額 年額 30,000円 | 申請書は高齢者福祉課及び各出張所に用意しています。 受付は10月中、1か月以内です。 |
| 家族介護用品給付 | 65歳以上で要介護認定4又は5に判定された高齢者を在宅で介護している世帯(市民税非課税世帯) | 常時介護が必要な高齢者を在宅で介護している家族に対し介護の際に使用する介護用品を支給します。 ・助成額 月額 10,000円以内 ・対象品目 紙おむつ、尿取りパット、清拭剤、使い捨て手袋、ドライシャンプー等 | 高齢者福祉課及びケアマネジャーへお問合せください。 また、毎年度の申請及び介護保険の認定有効期間切れに伴う申請が必要です。 |

【住宅対策】

| | | | |
|-------------|---|---|--|
| 在宅高齢者住宅改造助成 | ○下記のいずれかに該当する世帯 ・65歳以上の高齢者のみの世帯 ・75歳以上の高齢者がいる世帯 ・65歳以上の「要介護」「要支援」と判定された高齢者がいる世帯 ○所得要件に当てはまる市税完納世帯 ○その他詳細はお問合せください。 | 介助を要する在宅高齢者のいる世帯で、住宅設備をその在宅高齢者に適するように改造する場合に、その経費を助成します。 ・助成額 対象工事費(上限60万円)の2/3 ※介護保険の「要介護」「要支援」の認定を持たれた方対象工事費(上限60万円)から介護保険の住宅改修費を控除した額の2/3 ・助成対象工事 高齢者のためのバリアフリー工事 ※すでに工事が実施されているものについては、助成の対象になりません。 | 申請書は高齢者福祉課に用意しています。 受付期間が不定期のため受付の有無は電話で高齢者福祉課にお問合せください。 《必要書類》 申請書 工事見積書 改造見取図及び写真 登記事項証明 市税完納証明 |
| 家具転倒防止器具取付 | 70歳以上の高齢者のみの世帯 | 家具に転倒防止器具を取付け、災害時の被災を軽減します。 ・取付対象 タンス・食器棚等(木造家具に限る) ・1対象世帯に対し3個以内 | 申請書は高齢者福祉課に用意しています。 ※借家等の場合、家主の承諾書が必要です。 ※重度障がい者の方は障害福祉課へお問合せください。 |

【老人ホーム】

| | | | |
|---------|--|--|--|
| 養護老人ホーム | 65歳以上の方 環境上の理由及び経済的理由等により、居宅での生活が困難な方 | 別府市内の養護老人ホーム ・シルバーホームはるかぜ (鶴見8組5 TEL26-1165) ・紅葉寮 (北中7組1 TEL66-5020) ・亀川和幸苑 (亀川東町11-1 TEL67-5200) ※本人の収入及び扶養義務者の課税額により、老人ホーム入所者負担金を別府市が徴収します。 また、本人及び扶養義務者の所得状況を毎年調査し、その年度の負担金額を決定します。 | 申込先 高齢者福祉課 TEL21-1442 《必要書類》 申請書、診療内容表、収入申告書 戸籍謄本、介護保険証など ※配偶者、子の源泉徴収票または所得証明書の添付が必要な場合があります。 ※申請書、診療内容表等の書類は高齢者福祉課にあります。 |
|---------|--|--|--|

【一般介護予防事業のサービス】

| | | | |
|--------------|-----------------|---|--|
| 介護支援ボランティア事業 | 自主的な介護予防の取組を行う方 | 高齢者の社会参加の促進及び地域貢献の奨励をおこない、ボランティアとして活動する高齢者本人の介護予防を推進するため、介護保険施設等でのボランティア活動に対してポイントを付与します。 | 別府市社会福祉協議会に申込み。 介護ボランティア手帳の交付を受け、ボランティア受入れ施設と活動日時や内容を決めて活動し、施設からポイントの付与を受けます。 |
|--------------|-----------------|---|--|

◆ 介護保険給付係 **内線 1150~1153・1155・1156 ※ 直通 21-1463**

【一般介護予防事業のサービス】

| | | | |
|---------------|--------------------|--|--|
| 自立支援型サービス支援事業 | 住民主体で通いの場を運営している団体 | 住民が主体となって実施している団体に運動、栄養、口腔に関する指導者を派遣します。 | 地域包括支援センターを通じて 高齢者福祉課 に申込み。詳しくは 高齢者福祉課 までお問合せください。 |
|---------------|--------------------|--|--|

| 事業名 | 対象者 | サービス内容等 | 手続き等 |
|------------------------|-------------------------------|---|---|
| 【介護予防・生活支援サービス】 | | | |
| ①訪問介護従前相当サービス | 要支援1・2 ※事業対象者 | 利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合には、ホームヘルパーによる自立に向けたサービスが提供されます。 ①は身体介助・生活支援・生活機能の向上支援のサービス ②は生活支援を主としたサービス | サービスを利用される場合、地域包括支援センター（一部居宅介護支援事業所も可能）にケアプラン（介護予防サービス計画）を作成してもらう必要があります。 ※認定申請をせずに、基本チェックリストによる簡易な手続きで「事業対象者」の判定を受け必要なサービスを利用することができます。 |
| ②訪問型サービスA | | | |
| ①通所介護従前相当サービス | 要支援1・2 ※事業対象者 | 通所介護施設で、その人の目標に合わせた機能訓練や運動、レクリエーションなどを個別又は集団で提供するほか、食事や入浴といった日常生活上必要な支援を行います。 ①は身体介助や動作訓練等専門性を要するサービス ②は閉じこもり予防を主としたサービス | |
| ②通所型サービスA | | | |
| 短期集中予防サービス | 要支援1・2 ※事業対象者 | リハビリの専門職員などが、日常生活動作等の改善のために必要なプログラム（運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能向上・生活動作訓練など）を、通所サービスと訪問指導のサービスとを組み合わせ、効果的に短期間（3ヶ月間を目安）で提供します。 | |
| 訪問型サービスB | 要支援1・2 ※事業対象者 サービスを提供する | 住民団体やNPO法人が主体となって企画運営する訪問による生活支援のサービス | |
| 通所型サービスB | 住民団体やNPOに運営に係る費用の一部を補助します | 住民団体やNPO法人が主体となって企画運営する自主的な通いの場での、体操やレクリエーション、茶話会、交流などのサービス | |

【在宅サービス】

| | | | |
|-----------------------|--------|--|--|
| 訪問介護 | 要介護1～5 | ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の身体介護や調理・洗濯・掃除などの生活援助を行います。 | サービスを利用される場合、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに、ケアプラン(介護(予防)サービス計画)を作成してもらう必要があります。 詳細については、要介護者は居宅介護支援事業所に、要支援者は地域包括支援センターにお問合わせください。 |
| 訪問入浴介護 | 要介護1～5 | 要介護者の自宅を、入浴設備や簡易浴槽のある移動入浴車で訪問し、入浴の介助を行います。 | |
| 介護予防訪問入浴介護 | 要支援1・2 | 自宅に浴室がない場合や、感染症などの理由から施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介助を行います。 | |
| 訪問看護 | 要介護1～5 | 主治医の指示に基づいて、看護師等が自宅を訪問し、病状の観察をしたり床ずれの手当などを行います。 | |
| 介護予防訪問看護 | 要支援1・2 | 疾病などを抱えている人について、主治医の指示に基づき看護師等が自宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。 | |
| 訪問リハビリテーション | 要介護1～5 | 理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、日常生活の自立を助けるためのリハビリを行います。 | |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 要支援1・2 | 自宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリを行います。 | |
| 居宅療養管理指導 | 要介護1～5 | 医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。 | |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 要支援1・2 | (要支援者の場合は、予防を目的とした療養上の管理や指導になります。) | |
| 通所介護(デイサービス) | 要介護1～5 | 通所介護施設に通い、食事・入浴の提供や日常動作訓練・レクリエーションなどが受けられます。 | |
| 通所リハビリテーション(デイケア) | 要介護1～5 | 介護老人保健施設や医療機関などに通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションが受けられます。 | |
| 介護予防通所リハビリテーション(デイケア) | 要支援1・2 | 介護老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションといった共通的なサービスを行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。 | |

| 事業名 | 対象者 | サービス内容等 | 手続き等 |
|----------------------------------|--------|--|--|
| 短期入所生活介護 (ショートステイ) | 要介護1～5 | 短期間、介護老人福祉施設などに宿泊しながら、日常生活上の支援や機能訓練などを受けることができます。 | サービスを利用される場合、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに、ケアプラン(介護(予防)サービス計画)を作成してもらう必要があります。 詳細については、要介護者は居宅介護支援事業所に、要支援者は地域包括支援センターにお問合わせください。 |
| 介護予防 短期入所生活介護 (ショートステイ) | 要支援1・2 | (要支援者の場合は、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などになります。) | |
| 短期入所療養介護 (医療型ショートステイ) | 要介護1～5 | 短期間、介護老人保健施設などに宿泊しながら、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練などを受けることができます。 | |
| 介護予防 短期入所療養介護 (医療型ショートステイ) | 要支援1・2 | (要支援者の場合は、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練などになります。) | |
| 特定施設入居者 生活介護 | 要介護1～5 | このサービスを受けられる有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。 | |
| 介護予防 特定施設入居者 生活介護 | 要支援1・2 | (要支援者の場合は、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護となります。) | 利用を希望される場合、詳細は直接施設にお問合わせください。 |

【住宅サービス（生活環境を整えるサービス）】

| | | | |
|-----------------|------------------|--|---|
| 福祉用具貸与 | 要介護1～5 | 心身の機能が低下した要介護者・要支援者に、日常生活の自立を助ける用具を貸し出します。 (貸与用具) ①車いす、②車いす付属品、③特殊寝台、④特殊寝台付属品、⑤床ずれ防止用具、⑥体位変換器、⑦手すり(工事を伴わないもの)、⑧スロープ(工事を伴わないもの)、⑨歩行者、⑩歩行補助つえ、⑪認知症老人徘徊感知機器、⑫移動用リフト(つり具の部分を除く)、⑬自動排泄処理装置 | ※貸与用具のうち、①、②、③、④、⑤、⑥、⑪、⑫については、原則として、要支援1・2、要介護1の人は利用できません。 また、⑬自動排泄処理装置については、原則として、要支援1・2要介護1～3の人は利用できません。 |
| 介護予防 福祉用具貸与 | 要支援1・2 | | |
| 居宅介護福祉 用具購入費 | 要介護1～5 要支援1・2 | 排泄や入浴に使われる用具の購入費を支給します。 (対象用具) 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分、排泄予測支援機器 ※事前に指定された事業所で販売される特定福祉用具を購入した場合に限り、福祉用具購入費が支給されます。 | ※要介護状態区分にかかわらず 支給限度 基準額10万円 (負担割合に応じた自己負担あり) ※事前に登録している事業者に限り受領委任払い方式あり。 |
| 居宅介護 住宅改修費 | 要介護1～5 要支援1・2 | 自宅における手すりの取り付けや段差解消など小規模な住宅改修費用を支給します。 ※住宅改修をする際は、あらかじめ市町村に申請書を提出し審査を受ける必要があります。 | ※要介護状態区分にかかわらず 支給限度 基準額20万円 (負担割合に応じた自己負担あり) ※事前に登録している事業者に限り受領委任払い方式あり。 |

【介護保険 地域密着型（介護予防）サービス】

| | | | |
|-------------------------|--------|---|---|
| 認知症対応型 通所介護 | 要介護1～5 | 認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。 | サービスを利用される場合、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに、ケアプラン(介護(予防)サービス計画)を作成してもらう必要があります。 |
| 介護予防 認知症対応型 通所介護 | 要支援1・2 | | |
| 地域密着型 通所介護 | 要介護1～5 | 定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。 | |
| 小規模多機能型 居宅介護 | 要介護1～5 | 「通い」、「訪問」、「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などが受けられます。 (要支援者の場合は、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練となります。) | 利用を希望される場合は、小規模多機能型居宅介護(看護小規模多機能型居宅介護)事業所に、ケアプラン(小規模多機能型居宅介護(看護小規模多機能型居宅介護)計画)を作成してもらう必要があります。詳細は、「小規模多機能型居宅介護事業所」にお問合わせください。 |
| 介護予防 小規模多機能型 居宅介護 | 要支援1・2 | | |
| 看護 小規模多機能型 居宅介護 | 要介護1～5 | 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護ケアを提供します。 | |
| 定期巡回・随時 対応型訪問介護看護 | 要介護1～5 | 日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応を行います。 | サービスを利用される場合、居宅介護支援事業所に、ケアプランを作成してもらう必要があります。 |

| 事業名 | 対象者 | サービス内容等 | 手続き等 |
|-------------------------------------|--------|--|---|
| 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) | 要介護1～5 | 認知症の状態にある要介護者等が5～9人で共同生活をしながら、日常生活の支援や機能訓練を受けることができます。 ※要支援1の人は利用できません。 | 利用を希望される場合は、認知症対応型共同生活介護事業所に直接お問合わせ・お申込みください。 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) | 要支援2 | | |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模の特別養護老人ホーム) | 要介護3～5 | 定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。 | 入所を希望される場合は、施設に直接お問合わせ・お申込みください。 |

【施設サービス】


| | | | |
|---------------------|--------|---------------------------------------|-----------------------------------|
| 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) | 要介護3～5 | 日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な要介護者が入所します。 | 入所を希望される場合は、施設に、直接お問合わせ・お申込みください。 |
| 介護老人保健施設 | 要介護1～5 | 症状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な要介護者が入所します。 | |
| 介護療養型医療施設 | 要介護1～5 | 急性期の治療が終わり、長期の療養が必要とする要介護者のための医療施設です。 | 入所を希望される場合は、施設に、直接お問合わせ・お申込みください。 |
| 介護医療院 | 要介護1～5 | 長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。 | |

■ 子育て支援課

●認可保育所・児童館・子育て支援センター・放課後児童クラブ

◆ 保育支援係 内線 1254～1258 ※ 直通 21-1427

【認可保育所について】

| | | | |
|--------|--------------------------|---|--|
| 保育所の入所 | 保護者の就労や病気等により、保育を必要とする児童 | 入所基準に基づき、入所の必要度の高い児童から順に入所を決定します。 申込状況により、希望の保育所に入所できない場合があります。 保育料…4月1日時点で3歳以上の児童については、保育料が無料となります。 また、3歳未満児のうち、戸籍上第2子以降の児童も保育料が無料となります。 | 申請には次の書類が必要です。 ●教育・保育給付認定申請書 ●保育利用申込書 ●入所理由を証明する書類 ※就労証明書・診断書等 |
| 延長保育 | 延長保育が必要な児童 | 各保育所において午後7時もしくは午後8時までの延長保育を行っています。 | 各保育所にお問合せください。 |
| 休日保育 | 休日保育が必要な児童 | 餅ヶ浜保育園・別府あいむ保育園で日曜・祝日の休日保育を実施しており、市内の認可保育所・認定こども園に入所している児童が利用できます。 | 保育支援係までお問合せください。 |
| 一時預かり | 保育園や幼稚園に入所していない児童 | 保護者の勤務形態や傷病等の緊急な理由により家庭で保育できなくなった時、また、育児疲れを解消したい時などに一時的に預けられます。 (保育時間)8:00～18:00※日・祝・年末年始は利用不可 (利用料)4時間を超え8時間以下 1,600円(給食費 別途200円) 4時間以下 800円 (申込み)右記保育所へ直接申し込み ※右記以外に、余裕活用型一時預かりを行っている保育所もあります。 ※最新の実施施設の情報は保育支援係にお問合せください。 市のホームページにも掲載しています  | 中央保育所 南町7番22号 Tel23-1759 内籠保育所 国立第2 Tel66-5466 鶴見保育所 荘園6組5 Tel24-7588 ナーサリーブープープー分園エテラ 石垣東2丁目5番12号 Tel80-7575 認定こども園 ひめやま幼稚園 大字野田78番地 Tel66-7851 |
| 障害児保育 | 障がいのある児童 | 障がいのある児童の保育も行っておりますので、ご相談ください。 | 保育支援係までお問合せください。 |

| 事業名 | 対象者 | サービス内容等 | 手続き等 |
|------------|--|--|---|
| 公立保育所の園庭開放 | 保育所に入所していない就学前児童と保護者 | 子育て支援として、保育所に通っていない地域の親子に保育所の園庭を開放し、遊び場の提供を行っています。 また、保護者の育児不安の解消のため相談にも応じます 開放日時…(中央保育所)月曜日～金曜日 9:30～11:00 (鶴見保育所)月曜日～金曜日 9:30～11:00 (内籠保育所)月曜日～金曜日 9:30～11:00 | 各保育所に、事前にご連絡ください。 |
| 病児保育 | 症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない小学校6年生までの児童 | 左記の対象者で、保護者が勤務等の都合で家庭での育児が困難な児童を一時的に保育及び看護します。 (利用料金有) 5時間以内1人800円 5時間こえて8時間以内1人1,500円 給食費500円 (実施施設) 病児保育室 青とそら 病児保育室 せふてい (時間) 8:00～18:00(土曜日は13:00まで) 令和3年10月1日から、大分県の病児保育事業の広域化がスタートしました。大分県内に住所を有する方は、大分県内の対象の病児保育施設をご利用できます。 | 病児保育室 青とそら 石垣東2丁目5番12号 TEL80-7878 病児保育室 せふてい 石垣東10丁目1番20号 TEL76-5012 ※実施施設に事前に連絡が必要です。 ※かかりつけ医(小児科医)の診断書が必要となります。(診断料は個人負担) ①生活保護世帯②市町村民税非課税世帯の方は利用料(給食等に係る費用を除く)免除対象となります。対象の方は施設利用の際、施設への証明書等の持参、提示をお願いします。 ①生活保護世帯：生活保護受給者証及び診療依頼証 ②市町村民税非課税世帯：最新の世帯全員分の課税証明書(所得証明書) |

◆ 事業支援係 内線 1251・1252・1253 ※ 直通 21-1427

【児童館・子育て支援センター・放課後児童クラブ】

| | | | |
|----------------------|--|---|--|
| 児童館 | ○市内居住の0歳～小中学生 (未就学児は保護者同伴) | 児童に健全な遊びを指導する中で、社会性や自主性を身につけるとともに、情操を豊かにする育成活動を行います。 南部地域交流センター・南部児童館、北部児童館、西部児童館 (時間) 9:00～18:00(夏・冬・春休みの平日) (利用料金) 無料 8:30～18:00 光の園児童館親子の広場 9:00～18:00 (小学生は13:00～17:00) | 南部地域交流センター・南部児童館 南町7番22号 TEL26-3355 北部児童館 平田町14番24号 TEL27-6050 西部児童館 荘園6組5 TEL27-5553 光の園児童館親子の広場 荘園8組 TEL23-5511 |
| 子育て支援センター | ○子育てしている保護者及び就学前児童 ○妊婦 | 子育て家庭を支援するために、育児不安等の相談指導や子育てサークル等の育成・支援活動を行います。 また、保育に関する情報等を提供します。 (時間) 北部子育て支援センター「どれみ」 9:00～17:30 南部子育て支援センター「わらべ」 9:00～17:30 西部子育て支援センター「べるね」 9:00～17:30 地域子育て支援センター 風のまち 10:00～16:00 すくすくルームふたば 9:00～14:00 にじのひろば 9:30～16:30 | 北部子育て支援センター 「どれみ」国立第2 TEL66-8181 南部子育て支援センター 「わらべ」南町7番22号 TEL25-0120 西部子育て支援センター 「べるね」荘園6組5 TEL27-1128 風のまち 西野口町8番30号 TEL27-5466 すくすくルーム ふたば 石垣東4丁目5番4号 TEL22-9770 にじのひろば 光町15番15号 TEL23-3801 |
| 別府市ファミリー・サポート・センター事業 | ○おねがい会員 市内に居住または事業所がある方で概ね3ヶ月以上の乳幼児または小学生を育児している人 ○まかせて会員 市内に居住している心身ともに健康な20歳以上の子どもを預かれる人 (講習会の受講が必要) | 会員による有償の相互援助活動 保育所(園)や小学校までの子どもの送迎など。 冠婚葬祭時等の預かり、その他育児のために必要な援助を行うこと。 (利用料金) 月～金曜日 7:00～19:00 1人1時間 500円 上記時間以外と土・日・祝 1人1時間 600円 | ファミリー・サポート・センター (ほっぺパーク内) 荘園6組5 TEL27-1189 Fax27-5556 ※事前に会員登録が必要です。 登録の申請には、保護者の写真(2.4cm×3.0cm)2枚が必要です。 |

| 事業名 | 対象者 | サービス内容等 | 手続き等 |
|-----------------------------|------------------------------------|---|--|
| ホームスタート (家庭訪問型 子育て支援) | 未就学児のいる保護者 ・妊婦 | 子育て中の家庭をボランティアが訪問して子育ての悩みを聞いたり、一緒に家事等を協働します。 無料で利用できます。 | 地域子育て支援センター にじのひろば 光町15番15号 TEL23-3801 |
| 放課後児童クラブ | 昼間保護者のいないお おむね幼稚園児～小学 生までの児童 | 保護者が昼間いない児童に対し授業終了後適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全育成を図ります。 (利用料金) 有料 | ※入会手续が必要です。各クラブに直接お申込みください。 |

◆ 給付支援係 内線 1263～1265 ※ 直通 21-1427

【児童等を対象とする支援】

| | | | |
|------|--|--|--|
| 児童手当 | 中学校修了までの児童 (15歳到達後、最初の 3月末までにある児童) の父母又は養育者 | 児童を養育する家庭の生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を目的とし、中学校修了までの児童を対象に手当が支給されます。 (支給額) 0歳～3歳未満(一律) 15,000円 3歳～小学校修了前(第1子・第2子) 10,000円 " (第3子以降) 15,000円 中学生(一律) 10,000円 特例給付(所得制限該当者) 5,000円 児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当は支給されません。 | 手当を受給するためには、申請が必要です。 詳しくは、給付支援係にお問合せください。 |
|------|--|--|--|

【ひとり親家庭等を対象とする支援】

| 児童扶養手当 (所得制限あり) | 父母の離婚、父又は母の死亡等により父又は母と生計が異なる児童や父又は母に障がいがある児童の父母又は養育者 (18歳到達後の最初の3月31日まで。中程度以上の障がいを持つ児童は満20歳の誕生日まで) | ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。 (支給額) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>全部支給の場合</th> <th>一部支給の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童1人</td> <td>月額 45,500円</td> <td>月額 45,490円～10,740円</td> </tr> <tr> <td>児童2人目</td> <td>加算額 10,750円</td> <td>加算額 10,740円～5,380円</td> </tr> <tr> <td>児童3人目以降</td> <td>加算額 6,450円</td> <td>加算額 6,440円～3,230円</td> </tr> </tbody> </table> ※上記支給額は令和6年度の支給額です。 | 区分 | 全部支給の場合 | 一部支給の場合 | 児童1人 | 月額 45,500円 | 月額 45,490円～10,740円 | 児童2人目 | 加算額 10,750円 | 加算額 10,740円～5,380円 | 児童3人目以降 | 加算額 6,450円 | 加算額 6,440円～3,230円 | 手当を受給するためには、申請が必要です。 詳しくは、給付支援係にお問合せください。 |
|--------------------|---|--|------------------------------------|---------|---------|------|------------|--------------------|-------|-------------|--------------------|---------|------------|-------------------|--|
| 区分 | 全部支給の場合 | 一部支給の場合 | | | | | | | | | | | | | |
| 児童1人 | 月額 45,500円 | 月額 45,490円～10,740円 | | | | | | | | | | | | | |
| 児童2人目 | 加算額 10,750円 | 加算額 10,740円～5,380円 | | | | | | | | | | | | | |
| 児童3人目以降 | 加算額 6,450円 | 加算額 6,440円～3,230円 | | | | | | | | | | | | | |
| 母子父子寡婦福祉 支援サービス | ○ひとり親家庭 ○寡婦 | ○母子父子寡婦福祉資金貸付 母子・父子家庭及び寡婦、父母のいない20歳未満の児童を対象に、無利子または低利子で各種資金の貸付を行います。 ○高等職業訓練促進給付金事業 母子家庭の母・父子家庭の父が、就職に有利な資格や技能を習得するために、1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費の一部を支給します。 ○自立支援給付金事業 母子家庭の母・父子家庭の父が、就職に有利な技能・資格を身に付けるために、指定教育講座を受講し、終了した場合、受講料の6割を支給します。(上限20万円) ○JR通勤定期割引 児童扶養手当を受給している世帯を対象に、通勤定期が3割引引きで購入できます。 通学定期は割引対象になりません。 | 母子・父子自立支援員にお問合せください。 直通 21-1701 | | | | | | | | | | | | |

【障害児を抱える家庭を対象とする支援】

| | | | |
|----------------------|---|--|--|
| 特別児童扶養手当 (所得制限あり) | 心身に中程度以上の障 がいのある児童を養育 している父母又は養育 者(満20歳の誕生日まで) | (支給額) 1級(重度) 1人につき月額55,350円 2級(中度) 1人につき月額36,860円 ※上記支給額は令和6年度の支給額です。 | 手当を受給するためには、申請が必要です。 詳しくは、給付支援係にお問合せください。 |
|----------------------|---|--|--|

| 事業名 | 対象者 | サービス内容等 | 手続き等 |
|-----|-----|---------|------|
|-----|-----|---------|------|

【子どもやひとり親家庭等の医療に関する支援】

| 別府市子ども医療費助成事業 | 別府市内に住所を有する未就学児及び小中学生、高校生等(18歳到達後の3月31日まで) | 未就学児及び小中学生、高校生等について通院・入院・歯科・調剤の保険給付にかかる一部負担金のうち附加給付金及び高額療養費を控除した額を助成します。小中学生、高校生等については世帯の課税状況により一部自己負担あり。 | 助成を受けるためには、申請が必要です。詳しくは、給付支援係にお問合せください。 | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|--|---|------|----------|---------|--------------------------|-------------------|----|----------------------------------|
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象年齢</th> <th>対象となる医療費</th> <th>一部自己負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未就学児(0歳から6歳到達後の最初の3月末まで)</td> <td rowspan="3">入院・通院・歯科・調剤の保険診療分</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>市町村民税非課税世帯の小中学生(15歳到達後の最初の3月末まで)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>市町村民税課税世帯の小中学生、高校生等(18歳到達後の最初の3月末まで)</td> <td>○入院の保険診療分は自己負担なし ○通院・歯科：1医療機関ごと1日500円まで(負担上限：月4回まで、5回目以降は無料。月最大2,000円) ○調剤の保険診療分は自己負担なし</td> </tr> </tbody> </table> | | 対象年齢 | 対象となる医療費 | 一部自己負担金 | 未就学児(0歳から6歳到達後の最初の3月末まで) | 入院・通院・歯科・調剤の保険診療分 | なし | 市町村民税非課税世帯の小中学生(15歳到達後の最初の3月末まで) |
| 対象年齢 | 対象となる医療費 | 一部自己負担金 | | | | | | | | |
| 未就学児(0歳から6歳到達後の最初の3月末まで) | 入院・通院・歯科・調剤の保険診療分 | なし | | | | | | | | |
| 市町村民税非課税世帯の小中学生(15歳到達後の最初の3月末まで) | | なし | | | | | | | | |
| 市町村民税課税世帯の小中学生、高校生等(18歳到達後の最初の3月末まで) | | ○入院の保険診療分は自己負担なし ○通院・歯科：1医療機関ごと1日500円まで(負担上限：月4回まで、5回目以降は無料。月最大2,000円) ○調剤の保険診療分は自己負担なし | | | | | | | | |
| 別府市ひとり親家庭等医療費助成事業 | 別府市内に住所を有するひとり親家庭等(父又は母が政令で定める程度の障がいの状態である家庭を含む)の親及び児童又は父母のないう児(18歳到達後最初の3月31日まで) | 保険給付にかかる一部負担金のうち附加給付金及び高額療養費を控除した額を助成します。ただし、父母については一部自己負担があります。 | 助成を受けるためには、申請が必要です。詳しくは、給付支援係にお問合せください。 | | | | | | | |

■ こども家庭課

●こども家庭センター

◆ こども支援係 内線 6791・6792 ※ 直通 21-1239

【児童虐待防止等について】

| | | | |
|-----------|----------------|---|---|
| 要保護児童対策事業 | 子どもとその家庭及び妊産婦等 | 子育ての困りや気がかりなことなど、専門の相談員が対応いたします。 こども家庭課(月～金曜日) 別府市こども家庭センター 光の園(24時間対応) | こども家庭課(別府市こども家庭センター) 直通21-1239 別府市こども家庭センター 光の園 090-1348-0874 080-3371-0874 |
|-----------|----------------|---|---|

【児童等を対象とする支援】

| | | | |
|------------------------------|--|--|---|
| 子育て短期支援(ショートステイ・トワイライトステイ)事業 | 別府市民で家庭における養育が一時的に困難になった児童や経済的その他の理由により緊急・一時的に保護を必要とする親子、一時的に保護者と離れることを希望する児童(保護者の同意が必要) | 施設において子どもを一時的に預かります。 利用期間 ショートステイ：原則 1月につき1回かつ7日以内 トワイライトステイ：平日夜間(17:00～21:00) (原則 年間30日以内)；休日(8:00～17:00) 利用事由：疾病・育児疲れ・出産・看護・事故・冠婚葬祭・失踪・転勤・出張及び学校等の公的行事への参加など。 | ※利用申請書が必要です ※利用者負担金あり 詳しくは、こども家庭課にお問合せください。 |
|------------------------------|--|--|---|

◆ 母子保健係 内線 6788・6789 ※ 直通 21-1117

【母子保健について】

| | | | |
|----------|-----------|---|------------------------------------|
| 母子健康手帳交付 | 妊娠の届出をした人 | 妊娠の経過、出産の状況、子どもの発育・発達を記録する手帳を交付します。 | こども家庭課(別府市こども家庭センター)で交付します。 |
| 母子健康教育 | 市民全般 | 妊婦、乳幼児がいる保護者に対して、母子保健に関する講話を行っています。 | 詳しくはこども家庭課(別府市こども家庭センター)にお問合せください。 |
| 妊婦・乳幼児相談 | 市民全般 | ●電話・来所相談：随時 妊娠・出産、育児や子どもの健康・栄養・食事に関することを気軽に相談できます。 | |
| 乳幼児健康診査 | 乳幼児 | 3～5か月児・6～8か月児・9～11か月児・1歳6か月児・2歳6か月児(歯科)・3歳5か月児の健康診査を行っています。 | |
| 訪問指導 | 妊産婦・乳幼児 | 家庭を訪問し、身体計測や育児・健康に関する相談を行っています。 | |

| 事業名 | 対象者 | サービス内容等 | 手続き等 |
|-----|-----|---------|------|
|-----|-----|---------|------|

【その他のサービスについて】

| | | | |
|-----------------------|------------------------------|--------------------|------------------------------------|
| 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 | 小児慢性特定疾病児童等 | 日常生活用具の給付 | 詳しくはこども家庭課(別府市こども家庭センター)にお問合せください。 |
| 未熟児養育医療助成事業 | 指定養育医療機関において入院養育が必要と認められた未熟児 | 未熟児治療に必要な医療費の一部を負担 | |

■ 障害福祉課

●障がい者の福祉に関すること

◆ 管理係 内線 1162・1164 ※ 直通 21-1413

【医療】

| | | | |
|---------------|---|--|---------------------|
| 重度心身障害者医療費の助成 | ①身体障害者手帳1級・2級②療育手帳A1・A2③身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1④精神障害者保健福祉手帳1級 ※上記①～④いずれかの所持者 | 重度心身障がい者に対し医療費の一部を支給します。病院等で支払った自己負担額を助成します。 ※自己負担額が一月1,000円に満たないときや保険のきかない医療費、高額医療にかかわる部分については対象になりません。 ※所得制限あり | 詳しくは障害福祉課にお問合せください。 |
|---------------|---|--|---------------------|

【生活環境の改善】

| | | | |
|-------------------|---|--|--------------------------------------|
| 身体障害者福祉センター管理運営事業 | 市民全般 | 身体障がい者をはじめ市民のスポーツ・体力づくり・機能回復訓練などの幅広い利用を図ります。 | 別府市身体障害者福祉センター 鶴見台中学入口上Tel21-9093 |
| 心身障害者福祉手当支給事業 | 身体・療育・精神障害者手帳所持者 | 身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対して福祉手当を支給し福祉の増進を図ります。 | 詳しくは障害福祉課にお問合せください。 |
| 特別障害者手当等支給事業 | 在宅の重度障がい者 ※身体手帳1,2級程度の障がい・重度知的障がい が2つ以上あるか、それと同等以上の状態の方 | 重度な障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する方のために手当を支給し、負担軽減を図ります。 | |

【社会参加】

| | | | |
|---------------|------------------|--|----------------------|
| 心身障害者福祉タクシー事業 | 身体・療育・精神障害者手帳所持者 | 身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対し福祉タクシー手当を支給することにより、社会参加を促進します。 | 詳しくは障害福祉課等にお問合せください。 |
| その他 | 障がい者等 | その他にも、「市営温水プール使用料の免除(スポーツ推進課)」「有料道路の割引」「バス等交通機関の運賃の割引」「所得税や住民税の控除(市民税課)」「NHK受信料の減免」等があります。 | |

◆ 支援係 内線 1161・1163・1165・1166・1167 ※ 直通 21-1413

【在宅福祉サービス】

| | | | |
|------------------|---------------------------|---|---------------------|
| 居宅介護(ホームヘルプサービス) | 在宅の身体・知的・精神障がい者(児)及び難病患者等 | ホームヘルパーを自宅等に派遣し、介護・家事等、日常生活を営むのに必要な援助を行います。 ※利用者負担額は1割(所得区分による上限設定あり) | 詳しくは障害福祉課にお問合せください。 |
| 同行援護 | 重度の視覚障がい者 | 視覚障がいにより、移動が困難な方に、外出時に同行し移動の支援等を行います。 ※利用者負担額は1割(所得区分による上限設定あり) | |
| 生活介護 | 在宅の身体・知的・精神障がい者及び難病患者等 | 常に介護が必要な方に、主に昼間に、施設で入浴・排せつ・食事等の介護や創作的活動等の機会を提供します。 ※利用者負担額は1割(所得区分による上限設定あり) | |
| 短期入所 | 在宅の身体・知的・精神障がい者(児)及び難病患者等 | 家族の病気等により一時的に保護が必要になったとき、障害者支援施設等に短期間の入所をさせ、入浴・排せつ・食事その他の必要な支援を行います。 ※利用者負担額は1割(所得区分による上限設定あり) | |

| 事業名 | 対象者 | サービス内容等 | 手続き等 |
|----------|---------------------------------|---|---------------------|
| 訪問入浴サービス | このサービスの利用を図らなければ入浴が困難な在宅の身体障がい者 | 訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔を保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ります。 | 詳しくは障害福祉課にお問合せください。 |

【医療】

| | | | |
|--------|--------------------------------|---|---------------------|
| 自立支援医療 | 18歳以上の身体障害者手帳所持者 (更生医療) | 特定の手術や継続的な通院に係る医療費を公費で負担します。※治療開始前に申請が必要です。 ※自己負担額は1割で所得に応じて月額自己負担上限額を設けます。 | 詳しくは障害福祉課にお問合せください。 |
| | 18歳未満で対象となる障がい者を有する者 (育成医療) | 特定の手術や継続的な通院に係る医療費を公費で負担します。※治療開始前に申請が必要です。 ※自己負担額は1割で所得に応じて月額自己負担上限額を設けます。 | |
| | 精神疾病で継続的な通院をしている者 (精神通院) | 精神の疾患による継続的な通院に係る医療費を公費で負担します。 ※入院は対象外です。 ※自己負担額は1割で所得に応じて月額自己負担上限額を設けます。 | |

【生活環境の改善】

| | | | |
|--------------------|-----------------------------|---|---------------------|
| 身体障害者(児)日常生活用具給付事業 | 身体障がい者等及び難病患者等 | 身体障がい者等及び難病患者等に対して、日常生活用具(小規模な住宅改修を含む)の給付をすることにより、日常生活の支援を行います。※自己負担あり | 詳しくは障害福祉課にお問合せください。 |
| 在宅重度障害者緊急通報システム事業 | 重度身体障がい者(世帯状況により所得制限あり) | 一人暮らし等の重度身体障がい者が家庭内で急病や災害等の突発的な事態が発生した時のために、簡単な操作で緊急通報センターに自動通報します。24時間体制の移動協力員が直ちに訪問援助を行い、重度障がい者の日常生活での安全を確保します。 | |
| 在宅重度心身障害者住宅改造成事業 | 在宅の重度障がい者、またはその保護者(所得制限あり) | 障がい者またはその保護者が住宅設備等を改善する費用を助成することにより、快適な生活環境の整備を支援します。 | |
| 在宅重度障害者家具転倒防止事業 | 在宅の重度障がい者 | 在宅重度障がい者に対し、地震等の災害対策のために家具等の転倒防止器具を設置します。 | |
| 共同生活援助(グループホーム) | 精神障がい者、知的障がい者、身体障がい者及び難病患者等 | 食事の世話等の生活援助システムを備えたグループホームで生活を営む精神・知的・身体障がい者及び難病患者等に対し、自立の援助を行います。 | |
| 福祉ホーム | 障がい者等 | 住居を必要としている人に低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。 | |
| 補装具費支給(購入・貸与・修理)事業 | 身体障がい者及び難病患者等 | 身体障がい者及び難病患者等に対して日常生活の身体上の不自由を補完するため、車いす等の補装具費を支給(購入・貸与・修理)いたします。 ※自己負担額は1割(所得に応じて負担上限額の設定があります) | |

【社会参加】

| | | | |
|-------------|---------------|---|---------------------|
| 手話通訳設置事業 | 聴覚障がい者等 | 聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を障害福祉課に設置しています。 | 詳しくは障害福祉課にお問合せください。 |
| 手話通訳派遣事業 | 聴覚障がい者等 | 手話を用いて、コミュニケーションの円滑化を支援するため、聴覚障がい者等の申し出により登録された手話通訳者を派遣します。 | |
| 在宅障がい者の交流事業 | 在宅の障がい者及びその家族 | 在宅の心身障がい者及びその介護者にふれあいの機会を設けて相互の親睦を図り社会参加の促進を図ります | |
| 障害者社会参加促進事業 | 在宅の障がい者 | 障がい者の自立と社会参加の促進を図るために、上記事業より他に点字・声の市報等の発行事業、移動支援、運転免許の取得、自動車改造費の助成等を行います。 | |

| 事業名 | 対象者 | サービス内容等 | 手続き等 |
|-----|-----|---------|------|
|-----|-----|---------|------|

【訓練等】

| | | | |
|------------|----------------|---|---------------------|
| 地域活動支援センター | 障がい者等 難病患者等 | 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行います。 | 詳しくは障害福祉課にお問合せください。 |
| 自立訓練 | 障がい者等 難病患者等 | 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。 ※利用者負担額は1割(所得区分による上限設定あり)、その他食事等実費負担あり | |
| 就労継続支援 | 障がい者 難病患者等 | 通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。 ※利用者負担額は1割(所得区分による上限設定あり)、その他食事等実費負担あり | |

【別府市委託基幹相談支援センター】

| | | | |
|------------------------------------|-------------------------|--|---|
| 農協共済別府リハビリテーションセンター 障害者生活支援センター | 障がい者とその家族 難病患者等とその家族 | 障がい者や難病患者等、又はその家族を支援するため、各種相談や情報提供を総合的に行っています。 (相談支援の内容) 福祉制度に関する相談、在宅福祉サービスの利用援助や専門機関の紹介等。衣食住等の生活上の相談支援および家庭や職場訪問等。 | (相談受付) 農協共済別府リハビリテーションセンター 鶴見1026-10 TEL67-1897 ※24時間受付 ※来所・訪問 8:30~17:00 |
| 障害者相談支援センター たいよう | | | (相談受付) 障害者相談支援センター たいよう 大字内竈1393-2 TEL66-1674 ※24時間受付 ※来所・訪問 8:30~17:00 |
| 相談支援事業所 ぱれっと | | | (相談受付) 別府発達医療センター 荘園町6-4 TEL25-9758 ※24時間受付 ※来所・訪問 8:30~17:00 |
| 障がい者地域生活支援センター泉 | | | (相談受付) 地域生活支援センター泉 富士見町12-13 TEL25-3443 ※24時間受付(緊急時のみ) ※来所・訪問 9:00~17:00 |

※ その他別府市指定の相談事業所においても障害福祉サービス等の相談や情報提供を行っています。
詳しくは障害福祉課にお問合せください。

■ ひと・暮らし支援課

- 生活保護に関すること
- ふくしの相談窓口
- 要保護者等情報受付窓口
- 民生委員・児童委員、日赤奉仕団の事務関係
- 行旅病人等

◆ ひと・暮らし支援第1係～第4係 内線1111～1117・1197 ※ 直通 21-1113

| | | | |
|---------------|---------|--|-----------------------|
| 生活保護の申請 | 生活困窮者 | 生活保護の申請ができる人は、本人、その扶養義務者、またはその他の同居の親族です。 | ひと・暮らし支援課にて相談を受けています。 |
| 保護受給者に関する情報提供 | 生活保護受給者 | 生活保護受給者に関する情報により、調査を行い、必要な場合は適正な指導を行います。 | ひと・暮らし支援係までご連絡ください。 |

◆ 地域福祉推進係 内線1144・1145・1146 ※ 直通 21-1003

| | | | |
|----------|--|---|---------------------|
| ふくしの相談窓口 | | 家庭内で福祉に関する複数の困りごと(介護・子ども・障がい・生活困窮等)を抱えている方の相談を受けとめ適切な課や機関に繋げます。 | 地域福祉推進係までお問合わせください。 |
|----------|--|---|---------------------|

| 事業名 | 対象者 | サービス内容等 | 手続き等 |
|-----|-----|---------|------|
|-----|-----|---------|------|

◆ 福祉政策係 **内線1147・1148・1149 ※ 直通 21-1003**

| | | | |
|-------------------|-------------------|--|------------------|
| 要保護者等 情報受付窓口 | 福祉による救済等が 必要な方 | 福祉による救済等が必要な場合は、連絡してください。 緊急対応後当窓口で担当課を整理します。 | 福祉政策係までお問合せください。 |
| 民生委員・児童委員 について | | 民生委員・児童委員活動等の相談を受付します。 | |
| 赤十字活動 について | | 募金や講習会等の赤十字活動についてのお知らせ・ 相談を受付します。 | |
| 行旅病人・死亡人 について | 救護者のいない旅行者 等 | 徒歩等により目的地まで向う旅行者で、病気になり治 療費がない、救護者がいない等で困窮している場合、 また、旅行中に死亡して親族等が見つからない場合に その要した費用を負担します。 | |
| 旅費困窮者 について | 旅費に困窮している方 | 徒歩等により目的地まで向う旅行者で、金銭に困窮し ている方に対し、大分市または日出町までのJR乗車券 との引換証を交付します。 | |

■ 健康推進課

●心と体の健康づくりの推進・普及・啓発などの事業
を行います。

◆ 健康企画係・成人保健係・感染症対策係 **内線 7401～7412 ※ 直通 21-2188**

【成人・老人保健について】

| | | | |
|---------------|------------------|---|-----------------------------|
| 健康教育 | 市民全般 | 栄養・運動・休養・病気・フレイルの予防などの健康 づくりに関する講話を行っています。 | 健康推進課にお申込みください。 |
| 健康相談 | 市民全般 | ●電話・来所相談：随時 ご自身やご家族の健康(栄養、運動、休養、病気の予 防などに関すること)の相談に応じています。 | |
| 健康診査 | 市民全般 ※年齢の設定あり | 各種がん検診(胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳 がん・前立腺がん)・骨そしょう症検診・肝炎ウイルス検診・生 活習慣病健診等を行っています。 | ※各月の市報・市ホームページを ご参照ください。 |
| 成人・老人 訪問指導 | 市民全般 | 家庭を訪問し、血圧測定などを行い、健康(栄養、運動、 休養、病気の予防など)に関する相談に応じています。 | 健康推進課にお申込みください。 |
| こころの相談 | 市民全般 | 困り事や不安な気持ち、眠れないなどの悩みに関する 相談に応じています。 | |

【その他のサービスについて】

| | | | |
|--------------------|------------|---|--|
| 予防接種 | 市民全般 | <こどもの予防接種> B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、五種混合、 不活化ポリオ、BCG、麻しん風しん混合(MRワクチン)、 麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、 ロタ <おとなの予防接種> 高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ、 風しん(追加的対策)、新型コロナワクチン <任意接種の助成> おたふくかぜ(こども)、風しん(成人の風しん)、 帯状疱疹 | 対象年齢や指定医療機関などに ついては必ず市報・市ホームペ ージなどで確認してください。 現時点で分かっている情報のため、 今後、追加や変更になる可能性も あります。 |
| 在宅当番医制 | 市民全般 | 日曜・祝日・年末年始の休日における医療を行います。 | 当番医は市報・市ホームペー ジなどでご確認ください。 |
| 夜間こども診療 夜間こども薬局 | 乳幼児から中学生まで | 毎日 ※診療時間 19:00～23:00(受付22:30まで) | 別府市医師会地域保健センター (別府市保健センター内) 西野口町15番33号 Tel.26-4000 |
| 第2次救急医療 輪番制 | 市民全般 | 休日及び夜間に発生した第2次救急医療の輪番体制を整 備しています。 | 第2次救急医療機関への搬送は 救急隊員または在宅当番医の判 断によります。 |

| 事業名 | 対象者 | サービス内容等 | 手続き等 |
|---------|----------|---|---|
| 休日歯科診療等 | 市民全般 | 土曜・日曜・祝日・年末年始の休日における歯科診療を行います。※ゴールデンウィーク、お盆、年末年始は当番医制。詳しくは市報・市ホームページなどでご確認ください。 | 別府口腔保健センター (別府市保健センター内) 西野口町15番33号 Tel21-5657 |
| 献血推進 | 17～69歳の人 | ●全血献血 400ml…男性17歳以上、体重50kg以上 女性18歳以上、体重50kg以上 | 日時・場所は市報・市ホームページなどに掲載いたしますのでご参照ください。 |

【一般介護予防事業のサービス】

| | | | |
|---------------|--------------------------|--|---|
| 介護予防教室 | 65歳以上の方 | 認知症やフレイル予防等につながる教室を開催しています。 | 市報又は個人通知等で参加者を募集します。 |
| ボランティア養成講座 | 地域で通いの場を運営したい方 | 通いの場の運営に必要な知識や技術を学んでいただくプログラムです。 | |
| 週1元気アップ体操普及事業 | 住民主体で週に1回介護予防体操に取り組みたい団体 | 住民が主体となって週1回集まって体操を行う団体に、体操の指導者を4回派遣し、活動の立ち上げを支援します。 | 団体の代表者から申込み。 団体に出向き、事業の主旨や体操の説明も行っています。 詳しくは、健康推進課までお問合せください。 |

■ 生活環境課

●ごみ出し支援に関すること

◆ 清掃事務所（別府市大字内竈3611番地）

Tel 66-5353

| | | | |
|--------|--|--|---|
| 福祉収集事業 | 65歳以上の高齢者、または障がいをお持ちで、 ①要介護認定、要支援認定を受けている単身者または認定者のみで構成される世帯 ②障がい者手帳などをお持ちの単身者または障がい者のみで構成される世帯 上記①②のいずれかに該当する方 | 家庭から排出される「ごみ」及び「資源物」を所定の排出場所へ排出することが困難な、高齢者、または障がいを持っている方（世帯）の玄関先まで、回収に伺う事業です。 収集は、週に1度決まった曜日にお伺いします。 「もやすごみ」「もやさないごみ」「缶・びん・ペットボトル」「古紙・古布」を別府市のルールに則って分別していただく必要があります。 申請者の任意にはなりますが、収集の際の安否確認として「声掛け」をすることもできます。 | ■申請手続き 1. 申請書 高齢者福祉課・障害福祉課・生活環境課に備えています。 2. 申請書の提出 必要事項を記入（代筆可）の上、申請書を高齢者福祉課または障害福祉課に提出して下さい。 ケアマネジャー、相談員の所見が必要となります。 申請は本人のほか、親族等代理の方でも構いません。 ※添付書類 介護保険被保険者証や障害者手帳の写し |
|--------|--|--|---|

■ 別府市社会福祉協議会

別府市上田の湯町15-40 Tel 26-6070

| | | | |
|-----------------|----------------------------------|---|---|
| 生活福祉資金貸付事業 | ●低所得者世帯 ●障がい者世帯 ●高齢者世帯 | 低所得者・障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立、及び生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とします。なお、生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し、効果的・効率的な支援を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。 | ○民生委員・児童委員意見書 ○連帯保証人1名必要 ※ただし連帯保証人を確保できない場合でも貸付は可能です。 |
| 福祉資金貸付事業 | 低所得世帯 | 低所得世帯に対し、資金の貸付を行うことにより、その経済的な自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とします。 | ○民生委員・児童委員意見書 ○連帯保証人1名必要 |
| 愛の訪問事業（乳酸菌飲料宅配） | 70歳以上の一人暮らし、75歳以上の高齢者世帯で見守りが必要な方 | 一人暮らしの高齢者（70歳以上）または、高齢者世帯（75歳以上）で見守りが必要な方に対して、乳酸菌の配達を通じて安否確認と孤独感の解消に努めます。 | 社会福祉協議会特別会員に加入すること (年間2口以上の会費を納入2,000円) |
| 福祉機器の貸出 | 在宅の高齢者・障がい者等 | 在宅生活において、車いすの利用が必要と思われる高齢者や障がい者の方に、車いすを無料で貸出します。 | 要介護1の方までが対象です。 入院・入所中の方の貸出は不可 |

| 事業名 | 対象者 | サービス内容等 | 手続き等 |
|--|---|--|--|
| 福祉ちょっと知っ とこう出前講座 | 地域住民団体等 | 住民に身近な福祉問題について関係機関と連携し、わかりやすく説明に出向き、地域住民による支えあいの福祉のまちづくりへの推進を図ります。 | 申込書を提出 (HPから出力可) |
| 別府っ子応援事業 ●活動支援 ●奨学金支援 ●生活環境支援 ●福祉教育の推進 ●子ども食堂への 支援 | 活動支援 (小学生・中学生対象) | スポーツ活動、文化・芸術活動などに興味や学びたい気持ちを持った小・中学生を対象に、経済的事情により活動の継続を断念しなければならないことを防ぐため意欲・才能のある子どもたちを対象に用具購入の助成をします。 | 活動支援の申請は随時受け付けています。 ※なお、年間の予定予算額を超えた場合には申請受付を打ち切る場合があります。 |
| | 奨学金支援 (高校生対象) | 別府市奨学金事業該当世帯で経済的な困難を抱える学生への修学意欲に支障をきたさないために、意欲・才能のある子どもたちに対して年1回奨学金として支援します。 | |
| | 生活環境支援 (妊婦又は18歳未満の子がいる世帯) | 浴室給湯設備整備されていない市営住宅に入居の決まった妊婦又は18歳未満の子どものいる世帯で、別府市の補助金申請した世帯かつ社会福祉協議会給付金を申請した世帯を支援します。 | 相談および申請受付は、別府市役所施設整備課です。 |
| | 福祉教育の推進 (幼・小・中学生対象) | 児童生徒及び保護者を対象に福祉教育を通じて、心の醸成やボランティア活動へのきっかけづくりに繋がります。 | |
| | 子ども食堂への支援 (子ども・運営者) | 子ども食堂を開始、運営するうえで必要な手続き等の情報提供や経費の一部を支援したり、実際に支援が必要な家庭にパントリーとして食料提供や行政と連携できるような繋ぎ役としての役割をはたします。 | 子ども食堂への助成金については、募集期間を定めています。 |
| ボランティアセン ター事業 | 個人・ボランティア団体・災害ボランティア・ちょいボラ・介護支援ボランティア登録者 | 災害・介護支援・有償等ボランティア全般の人材発掘・育成・援助や活動相談等を行うとともに、活動者・グループへの援助等交流の場の提供、その他各種連絡調整を図ります。 | |
| レクリエーション・福祉備品貸出 事業 | 地域住民 団体等 | 地域でのイベントやサロン活動などで使えるレクリエーション用品等の貸し出しを行うことで、活動の活性化を図り、住民間の交流促進を図ります。 貸出期間：1週間以内 貸出費用：無料 | 社協会員または、社協の地域福祉事業に協力していること |
| 別府市成年後見 支援センター | 認知症などにより判断能力が十分でない本人・家族、相談支援機関等 | 成年後見制度の利用について、専門職が相談に応じ、後見開始申立の書類作成や家庭裁判所への同行支援を行います。また、申立を行う親族や適当な後見人候補者がいない場合の相談にも応じます。 | 相談や申立支援等の利用料は無料です。 |
| 日常生活自立支援事業 (あんしんサポート) | 判断能力が十分でない方で、お金の出し入れや書類の保管等に不安のある方 | 福祉サービスについての情報提供や利用援助、日常生活に必要な手続きのお手伝いをいたします。また、大切な書類等をお預かりし、日常的なお金の出し入れのお手伝いをいたします。 | |
| 居宅介護支援事業 | 要介護認定を受けた方で、介護サービスを必要とする方 | 介護支援専門員が介護保険の申請、相談、サービス計画の作成、サービス事業所への連絡・調整等を行います。 ※新規申請の代行も行います。 | 介護保険被保険者証が必要です。 |
| 別府市生活困窮者 自立相談支援事業 | 生活保護受給者以外で様々な事情により、生活を維持することができずお困りの方 | ご家庭や地域のなかで起こる困りごとや不安等を相談員が一人ひとりに寄り添いながら、必要な支援や利用できる制度と一緒に考え、解決に向けて継続した支援を行います。 | |
| 別府市認知症地域 支援・ケア向上 推進事業 | 地域住民 関係団体等 | 認知症の人にやさしい街づくりのための活動。認知症に関する相談や研修会の実施。また認知症を正しく理解促進のための普及啓発活動を行う。 | |
| 認知症初期集中 支援事業 | 原則として40歳以上で、在宅生活をしており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で医療介護サービスを受けていない者、又は中断している者 | 医療機関への受診が必要な場合の訪問支援対象者への動機づけや継続的な医療・介護サービスの利用に至るまでの支援など (安定的な支援に移行する間として、概ね最長で6ヶ月) | |